



2006年1月20日

大阪経済大学経営学部
吉井 康雄 殿

質 問 書

学校法人大阪経済大学 学内理事会
調査委員会 委員長 八木田 恭輔

貴殿が、昨年9月下旬に「理事・評議員・一般教員」宛に配布された「吉井配布文書」に対して、学長を含め調査し、事実を誤認し特定個人を誹謗中傷し、理事会に対する業務妨害になっているとして回収を指示しました。その調査過程で、逆に貴殿に対するいくつかの疑義が浮上したため、2005年11月8日の学内理事会において「調査委員会」が設けられました。当調査委員会は数度の会合をもち、とりあえず下記の諸点につき貴殿に質すこととしました。2週間以内に文書にてご回答下さい。

質問事項

1. 貴殿が05・10・25「吉井配布文書」の返却のお願い文中2枚目に「1つだけ述べねばいけません・・・」から始まった5行について、02・12・24北村氏のメールを参照しましたが、内容から貴殿の文中の意味は読み取れません。事実誤解ではないですか？
2. 貴殿のヨーテボリ大学留学中に学内で生じた事例に関し、例えば「02・10・4経営学部教授会で上岡氏休職扱い議案、および02・12・20本人からの退職願に関する件」「03・2・20経営学部教授会で特定学生のカンニングにかかわる処理の件」について虚偽の情報を得てると思われるが、その虚偽情報提供者は誰ですか？
3. 貴殿の人権委員会に関する文章の中で、過去の情報を含めて人権委員会が扱った事例に関わる情報を流布している可能性がある。人権委員会における議事内容および議事録については、特に守秘義務が求められるべきであるが、貴殿の配布ビラ等により大学内の人権問題に対処する自治的な性格が損なわれる。人権委員会に関する情報を何処から得たのですか？
4. 「2004年度共同研究費の40パーセント強、北村学部長により活用不能となつた」とあるが、共同研究費は目的限定研究費であるから、もしそうであるならこの点は目的外使用になるのではないですか。（委員会は2004年度共同研究費の支出について調査中）

5. 貴殿は本学就職時（1997. 4. 1）には奈良県橿原市を住所として届けられていた。その後（1998. 2. 5）鎌倉市へ転居し再び（2003. 6. 25）橿原市に住所変更を届けられている。住所とは「生活の本拠」を言い、本学専任教員としてのご勤務に変わりはないのに、各転居された理由は何故ですか？

6. 貴殿は本学教授であり、教授会メンバーで11月から12月にかけての教授会にはご出席だとは思いますが、学生団体が配布したビラの内容を確認せずに信用し、しかも、特定の個人名を加筆し研究室前に掲示されている。内容的には理事会が回収指示した文書に同一の内容がある。この事実は教授会および理事会の決定に違反し、個人の名誉を著しく毀損する行為であると思われる。どう考えられますか？

以上

付記： 回答は東教学本部長へお願いいたします。